

官報

号外 昭和二十五年十二月十日

第九回衆議院會議録第十三号

昭和二十五年十二月九日(土曜日)

議事日程 第十二号

午後一時開議

請願

(日程は本号の末尾に掲載)

●本日の会議に付した事件

●国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院運営委員長提出)

●国立学校設置法等の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

●地方公務員法案(内閣提出、参議院回付)

●水産業協同組合法の一部を改正する法律案(参議院提出)

●請願日程 トラックに対する自動車税の軽減等に関する請願外百九十七請願

●岩田市の地域給引上げの請願外六十四請願

午後七時三十五分開議

○副議長(岩本信行君) これより会議を開きます。

●国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院運営委員長提出)

○議事録司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、衆議院運営委員長提出、国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

●国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。衆議院運営委員今村忠助君。

●国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案
●国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案
●国家公務員のための国設宿舍に関する法律

する法律(昭和二十四年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十條第七号を次のように改める。

七 国立国会図書館長

七の二 衆議院事務総長及び参議院事務総長

七の三 衆議院法制局長及び参議院法制局長

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○今村忠助君登壇
たたいま議題となりました国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を簡単に御説明いたします。

●本案は衆議院運営委員会において立案したものでありまして、この法律による公邸は、国会関係につきましては、現在議長、副議長、事務総長に貸與いたしておりますが、今回新たに国立国会図書館長及び衆議院並びに参議院の法制局長にも、その職務にかんがみ、それら公邸を貸與することとしたのであります。

●思うに、従来法律案は主として内閣提出によるものが多数を占めておりますが、唯一の立法府たる国会として

昭和二十五年三月三十一日

第三種郵便物認可

○副議長(岩本信行君) 参議院から、本院提出、国立学校設置法等の一部を改正する法律案が回付されました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

●国立学校設置法等の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

●国立学校設置法等の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

●国立学校設置法等の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

●国立学校設置法等の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

●国立学校設置法等の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

●国立学校設置法等の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

●国立学校設置法等の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

●国立学校設置法等の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

●国立学校設置法等の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

●国立学校設置法等の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

●国立学校設置法等の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

本	省	六三、八八四人	うち、六二、一〇一人は、国立学校の職員とする。
計		六四、二九四人	
本	省	一五、六五八人	
計		二五、八六八人	
本	省	一〇、九六九人	
計		一〇、九六九人	
本	省	八、六六三人	
計		八、六六三人	
本	省	一、〇九八人	
計		一、〇九八人	
本	省	二、四一八人	
計		二、四一八人	

本 省	一五、三八五人
船員労働委員会	五九人
海上保在庁	一〇、九六九人
海難審判庁	八、六六三人
計	二七、五九四人
	二四、一九二人

に改める。

○副議長(若本信行君) 本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

地方公務員法案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(若本信行君) 参議院から、地方公務員法案が回付されました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地方公務員法案の参議院回付案を議題といたします。

地方公務員法案

右の批院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 原喜重郎殿

地方公務員法案の一部を次のように修正する。

(人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する條例の制定)

第五條 地方公共団体は、法律に特別の定めがある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従ひ、條例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その條例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第七條第一項又は第二項の規定により人事委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させる地方公共団体においては、前項の條例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第七條 都道府県、地方自治法昭和二十二年法律第六十七号(第百五十五條第二項)の市及び特別市は、條例で人事委員会を置くものとする。

2 地方自治法第百五十五條第二項の市以外の市は、條例で人事委員会を置き、又は議会の議決を経て定める規約により地方自治法第百五十五條第二項の市以外の他の市と共同して人事委員会を置き、若しくは他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させることができる。

3 第一項又は前項の規定により人事委員会を置き、又は他の地方公共団体に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させることができる。

4 人事委員会又は公平委員会は、左に掲げる事務を処理する。

一 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、〇及び必要な措置を執ること。

二 職員に対する不利益な処分を審査し、及び必要な措置を執ること。

三 人事委員会は、第一項第九号及び第十号並びに第四項に掲げるものを除き、この法律に基きその権限で人事委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

4 人事委員会又は公平委員会は、法律又は條例に基きその権限の行使に必要があるときは、証人を喚問し、又は書類若しくはその写の提出を求めることができる。

5 人事委員会又は公平委員会は、人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他の便宜の授受のため、國又は他の地方公共団体の機関との間に協定を結ぶことができる。

7 第一項第九号及び第十号又は第二項各号の規定により人事委員会又は公平委員会に属せしめられた権限に基き人事委員会又は公平委員会の決定(〇及び処分は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定

める手続により、人事委員会又は公平委員会によつてのみ審査される。

8 前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。

(人事委員会又は公平委員会の議事)

第十一條 人事委員会又は公平委員会は、委員二人以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 人事委員会又は公平委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

3 人事委員会又は公平委員会の議事は、議事録として記録して置かなければならない。

4 前三項に定めるものを除く外、人事委員会又は公平委員会の議事に関し必要な事項は、人事委員会又は公平委員会が定める。

(政治的行為の制限)

第三十六條 職員は、政党その他の政治団体の結成に關與し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、左に掲げる政治的行為をしてはならない。

但し、公立学校、私立学校、私立学校に規定する公立学校をいふ。以下同じ。に勤務する職員以外の職員は、当該職員が勤務する地方公共団体の区域(当該職員が勤務する地方公共団体の区域)は、地方自治法第五十五條第二項の市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域)外において、公立学校に勤務する職員は、その学校の設置者たる地方公共団体の区域(当該学校が設置者たる地方公共団体の区域)外において、その設置者が地方自治法第五十五條第二項の市であるときは、その学校の所在する区の区域)外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができない。

一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないようにに勧誘運動をすること。

二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に關與すること。

三 寄附金その他の金品の募集に關與すること。

四 文書又は図画を地方公共団体の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五 前各号に定めるものを除く外、條例で定める政治的行為を行ふを前二項に規定する政治的行為をそのかき、若しくはあつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他の職員の地位に關してなんらかの利益若しくは不利益を與へ、

與へようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に應じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはしない。

5 本條の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

(審査及び審査の結果執るべき措置)

第四十七條 前條に規定する要求があつたときは、人事委員会又は公平委員会は、事案について口頭審理その他の方法による審査を行い、その結果に基いて、その権限に屬する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に關し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならぬ。

(要求及び審査の手続等)

第四十八條 前二條の規定による要求及び審査の手続並びに審査の結果執るべき措置に關し必要な事項は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めなければならない。

(交渉)

第五十五條 登録を受けた職員団体は、條例で定める条件又は事情の下において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、当該

地方公共団体の当局と交渉することができ。なお、これに附帯して社会的又は厚生の活動を含む適法な目的のため交渉することを妨げない。但し、これらの交渉は、当該地方公共団体の当局と団体協約を締結する権利を含まないものとする。

2 前項の場合において、職員団体は、法令、條例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による申合せを結ぶことができる。

3 前項の規定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。

4 職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、又は社会的若しくは厚生の活動を含む適法な目的のため、地方公共団体の当局に対し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由は、その者が職員団体に屬してはいないという理由で否定されることはない。

(特別)

第五十七條 職員のうち〇公立学校の教職員、〇私立学校の教職員及びその責任の特殊性に基いてこの法律に對する特別を必要とするものについては、別に法律で定める。但し、その特別は、第一條の精神に反するものであつてはならない。

第六十一條 左の各号の一に該當する者は、三年以下の懲役又は十方圓以下の罰金に処する。

一 第五十條第一項に規定する権限の行使に關し、第八條第五項

の規定により人事委員会若しくは公平委員会から証人として喚問を受け、正当な理由がなくこれに應ぜず、若しくは虚偽の陳述をした者又は同項の規定により人事委員会若しくは公平委員会から書類若しくはその写の提出を求められ、正当な理由がなくこれに應ぜず、若しくは虚偽の事項を記載した書類若しくはその写を提出した者

三 第十九條第一項後段の規定に違反して受職を阻害し、又は情報を提供した者

四 第三十六條第三項の規定による禁止に違反した者

五 何人たるを問はず、第三十七條第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そのかき、若しくはあつたり、又はこれらの行為を企てた者

六 第四十六條の規定による勤務条件に關する措置の要求の申出を故意に妨げに者

第六十二條 第六十條第二号又は前條第一号から第三号まで若しくは第六号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかき、又はそのほう助をした者は、それぞれ各本條の刑に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律の規定中、第十五條及び第十七條から第二十三條までの規定並びに第六十一條第二号及び

の規定により人事委員会若しくは公平委員会から証人として喚問を受け、正当な理由がなくこれに應ぜず、若しくは虚偽の陳述をした者又は同項の規定により人事委員会若しくは公平委員会から書類若しくはその写の提出を求められ、正当な理由がなくこれに應ぜず、若しくは虚偽の事項を記載した書類若しくはその写を提出した者

第三号の罰則並びに第六十二條中第六十一條第二号及び第三号に関する部分は、都道府県及び地方自治法第五十五條第二項の市にあつてはこの法律公布の日から起算して一年六月を経過した日から、その他の地方公共団体にあつてはこの法律公布の日から起算して二年を経過した日からそれぞれ施行し、第二十七條から第二十九條まで及び第四十六條から第五十一條までの規定並びに第六十條第三号、第六十一條第一号及び同條第三号の罰則並びに第六十二條中第六十一條第一号及び第六号に関する部分は、この法律公布の日から起算して八月を経過した日から施行し、その他の規定は、この法律公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(経過規定)

- 5 最初に選任される人事委員会又は公平委員会の委員の任期は、第九條第十一項本文の規定にかかわらず、一人は二年とする。この場合において、各委員の任期は、地方公共団体の長がくじで定める。
- 6 職員の内免、給與、分限、懲戒、服務その他身分取扱に関する事項については、この法律中の各相当規定がそれぞれの地方公共団体に適用されるまでの間は、当該地方公共団体については、なお、従前の例による。
- 7 昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令(昭和二十三年政令第二百一十号)は、附則第二十項〇及び第二十一項を除去し、職員についてはその効力を失う。
- 8 前項の政令がその効力を失う前にした同令第二條第一項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。
- 9 第十六條第三号の懲戒免職の処分には、当該地方公共団体において、地方公務員に関する従前の規定によりなされた懲戒免職の処分を含むものとする。
- 10 地方公務員に関する従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に関しては、なお、従前の例による。
- 11 この法律公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、第五十三條第一項中「人事委員会(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長とする。以下本節中同じ。)」及び「人事委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、同條第四項から第六項までのうち「人事委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、それぞれ読み替へるものとする。
- 12 この法律公布の日から起算して六月を経過するまでの間は、第五十四條第一項但書中「人事委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と読み替へるものとする。
- 13 第五十八條第一項の規定施行の際現に存する労働組合でその主たる構成員が職員であるものは、この法律公布の日から起算して四月以内に第五十三條第一項の規定による登録の申請をしなければならぬ。この場合において、地方公共団体の長は、申請を受理した日から一月以内に第五十三條第一項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知をしなければならぬ。
- 14 第五十八條第一項の規定施行の際現に存する労働組合でその主たる構成員が職員であるものうち、前項の規定による登録の申請をしないものの取扱については、この法律公布の日から起算して四月を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱については、同項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、第五十八條第一項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 15 第五十八條第一項の規定施行の際現に存する法人である労働組合でその主たる構成員が職員であるものが第五十三條第一項の規定により登録されたときは、第五十四條第一項の法人である職員団体として設立されたものとみなす。
- 16 第五十八條第一項の規定施行の際現に存する労働組合で、附則第十三項の規定による登録の申請をしないものは、この法律公布の日から起算して四月を経過した日において、同項の規定による登録の申請をしたものうち登録をしない旨の通知を受けたものは、この法律公布の日から起算して五月を経過した日において、それぞれ解散するものとする。
- 17 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。
- 18 第五十八條第一項及び第二項の規定施行前にしたこれらの規定に規定する法令の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、これらの規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 19 この法律公布の日から起算して

六月を経過するまでの間は、第五十八條第三項中「人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長)」とあるのは「地方公共団体の長」と読み替へるものとする。

20 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六條に規定する公営企業に従事する職員の身分取扱については、別に公営企業の組織、会計経理及び職員の身分取扱については規定する法律が制定実施されるまでの間は、なお、従前の例による。

21 第五十七條に規定する事務上事務に關する職員身分取扱については、その職員に關して、同條の規定に基き、この法律に対する特例を定め法律が制定実施されるまでの間は、なお、従前の例による。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、参議院提出、水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩下健行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。
水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。水産委員長(富永格五郎君)。

水産協同組合法の一部を改正する法律案

水産協同組合法の一部を改正する法律

水産協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 水産加工業協同組合連合会(第九十七條―第百條)」を「第六章 水産加工業協同組合連合会(第九十七條―第百條)」「第六節 水産協同組合共済会(第九十七條―第百條)」に改める。

第六節の次に次の一章を加える。
第六章の二 水産協同組合 共済会

(設立の目的)
第百條の二 水産協同組合は、その経営の安定及び改善を図るため、災害に因つて受けることのある損害を相互に救済することを目的として、水産協同組合共済会(以下「共済会」といふ。)を設立することができる。

(共済会の名称)
第百條の三 共済会は、その名称中に水産協同組合共済会という文字を用いなければならない。

2 共済会でないものは、その名称中に水産協同組合共済会という文字を用いてはならない。

(事業)
第百條の四 共済会は、会員から共済掛金の支拂を受け、会員がその事業の用に供する建物、工作物その他法令で定める物件又はその事業上の取扱に係る物品につき、火災(地震に因るものを除く。)、水災又は風災に因つて生じた損害について、会員に対し共済金を交付する事業を行うものとする。

2 前項の規定の適用については、会員が第百條の六第二項第三号の規定による会員である場合には、その会員が営む漁業又は水産加工業を会員の事業とする。

3 共済会の事業で保険事業に該当するものについては、保険業法(昭和十四年法律第四十二号)を適用しない。

(共済金額の制限及び監督上の指示)
第百條の五 主務大臣は、必要があるとき認めるときは、共済金について、その最高金額を定めることができる。この場合には、共済金は、当該金額をこえて共済金を交付してはならない。

2 主務大臣は、共済会に対し、その事業について監督上必要な事項を指示することができる。

(会員たる資格)
第百條の六 共済会の会員たる資格を有する者は、左の各号の一に該当する者とする。

一 共済会の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

二 共済会の地区内に住所を有する漁業生産組合

2 前項に規定する者の外、共済会は、定款の定めるところにより、左の各号の一に該当する者を会員たる資格を有する者とするることができる。

一 共済会の地区内に住所を有し、且つ、法律に基いて設立された協同組合であつて、前項第一号に規定する者の事業と同種の事業を行うもの

二 共済会の地区内に住所を有し、且つ、水産加工業を行うことを目的とする企業組合

三 前項又は前二号に規定する組合の組合員
(定款に記載すべき事項)
第百條の七 共済会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 名称
- 二 地区
- 三 事務所所在地
- 四 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定
- 五 共済掛金、共済責任その他の共済関係に関する事項に関する規定
- 六 経費の分担に関する規定
- 七 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 八 準備金の額及びその積立の方法
- 九 役員の数及び選挙に関する規定
- 十 事業年度
- 十一 公告の方法

2 共済会の定款には、前項に掲げる事項の外、共済会の存立時期を定めるときは、その時期を記載しなければならない。

3 主務大臣は、模範定款例を定めることができる。

(発起人)
第百條の八 共済会を設立するには、第百條の六第一項の規定により会員たる資格を有する者二十人以上が発起人とならなければならない。

(設立の認可)
第百條の九 行政庁は、第百條の十第四項において適用する第六十三條第一項の設立の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われると認められるときは、その設立を認可しなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分違反するとき。

二 定款又は事業計画のうち重要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

2 行政庁は、前項の認可をし、又はしなかつたときは、遅滞なく、発起人に対し、その旨を書面で通知しなければならない。

(解散の効果)
第百條の十 共済会が解散したときは、合併の場合を除いては、共済関係は、終了する。

2 前項の場合には、共済会は、ま

だ経過しない期間に対する共済掛金を拂戻さなければならない。

(準用規定)
第百條の十一 共済会の事業に関する事項については、第百條の四及び第百條の五に規定するものの外、商法第六百三十一條から第六百三十三條まで、第六百三十五條、第六百三十九條から第六百四十五條まで、第六百四十九條、第六百五十四條から第六百五十六條まで及び第六百六十一條から第六百六十三條までの規定を準用する。

2 共済会の会員に関する事項については、第百條の六に規定するものの外、第二十一條、第二十二條及び第二十五條から第二十七條までの規定を準用する。この場合において、第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」といふ。)」とあるのは「第百條の六第二項の規定による会員(以下第百條の十一において準用する各規定において「准会員」といふ。)」と、第二十二條第二項中「前項の経費」とあるのは「前項の経費又は共済掛金」と読み替へるものとする。

3 共済会の管理に関する事項については、第百條の七に規定するものの外、第三十三條、第三十四條第一項から第七項まで、第三十五條から第五十二條まで、第五十五條第一項、第三項及び第五十六條の規定を準用する。この場合において、第三十四條第七項中「組合員

だ経過しない期間に対する共済掛金を拂戻さなければならない。

(「准組合員を除く。」)とあるのは「(組合員たる水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人(第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による組合員を構成する者を除く。)(と、同項但書中「漁民」とあるのは「水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人(第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号又は第九十八條第二号の規定による組合員を構成する者を除く。)(と、第三十九條、第四十四條、第四十七條、第五十條及び第五十二條中「准組合員」とあるのは「准組合員」と、第四十八條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第六十四條」と読み替えるものとす

4 共済会の設立に関する事項については、第九十條の八及び第九十條の九に規定するもの外、第六十條から第六十三條まで、第六十六條第一項及び第六十七條の規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「水産業協同組合の理事」と、第六十二條第五項中「准組合員」とあり、又は同條第六項において準用する第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。)(とあ

るの「准組合員」と読み替えるものとする。

5 共済会の解散及び清算に関する事項については、前條に規定するものの外、第六十八條、第六十九條第一項から第三項まで及び第七十條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「准組合員」とあるのは「准組合員」と、第六十九條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第六十四條の九」と、第七十條第一項中「組合員(准組合員を除く。)(とあるのは「(組合員(准組合員を除く。)(の理事」と、同條第二項中、「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文と、同項において準用する第三十四條第七項本文中「組合員(准組合員を除く。)(とあるのは「(組合員たる水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人(第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による組合員を構成する者を除く。)(と読み替えるものとする。

6 前各項に規定する事項の外、共済会に関する事項については、第五條、第六條、第八條及び第九條の規定を準用する。

第百一十條第二項中「及び水産加工業協同組合連合会登記簿」を、「水産加工業協同組合連合会登記簿及び水産業協同組合共済会登記簿」に改める。

第百一十八條第二項中「及び第九百條第五項を、第九百條第五項及び第九百條の十一(第五項)に改める。

第百二十五條中「准組合員」を、「第九十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及び第八十八條第三号、第九十八條第二号又は第九百條の六第二項の規定による組合員」に改める。

第百二十七條第一項中「及び第九百條第五項を、第九百條第五項及び第九百條の十一(第五項)に改める。

第百三十條第五号中「及び第九百條第二項を、第九百條第二項及び第九百條の十一(第二項)に、第九百條第六号から第九号まで及び第九十一号中「及び第九百條第三項」を、第九百條第三項及び第九百條の十一(第三項)に、第九百三十條第十三号及び第十四号中「及び第九百條第五項」を、第九百條第五項及び第九百條の十一(第五項)に、第九百三十條第十五号及び第十六号中「又は第九百條第五項」を、「第九百條第五項又は第九百條の十一(第五項)に改め、第九百三十條第十九号を第二十号とし、同條第十八号の次に次の一号を加える。

第百三十一條中「及び第十三條第二項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九百條第一項において準用する場合を含む。)(及び第九百條の三(第二項)に改める。

十九 第九百條の五第一項の規定に違反したとき、

第百三十一條中「及び第十三條第二項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九百條第一項において準用する場合を含む。)(を、「第十

三條第二項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九百條第一項において準用する場合を含む。)(及び第九百條の三(第二項)に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
- 第九條第六項中「水産加工業協同組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。
- 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「水産業協同組合、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

4 地方税法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七百四十三條第五号中「農業共済組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年十二月八日

衆議院議長 佐藤 尚武

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)に関する報告書(本号の附録に掲載)

○置永格五郎君登壇

「置永格五郎君 たいま議題となりました水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会

三條第二項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九百條第一項において準用する場合を含む。)(及び第九百條の三(第二項)に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
- 第九條第六項中「水産加工業協同組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。
- 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「水産業協同組合、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

4 地方税法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七百四十三條第五号中「農業共済組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年十二月八日

衆議院議長 佐藤 尚武

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)に関する報告書(本号の附録に掲載)

○置永格五郎君登壇

「置永格五郎君 たいま議題となりました水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会

三條第二項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九百條第一項において準用する場合を含む。)(及び第九百條の三(第二項)に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
- 第九條第六項中「水産加工業協同組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。
- 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「水産業協同組合、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

4 地方税法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七百四十三條第五号中「農業共済組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年十二月八日

衆議院議長 佐藤 尚武

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)に関する報告書(本号の附録に掲載)

○置永格五郎君登壇

「置永格五郎君 たいま議題となりました水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会

における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず本法案の提案理由について申し上げます。水産業協同組合及び所属組合員の資産が災害によつて損害をこうむつた場合、相互に救済し合つて水産業協同組合の経営の安定及び所属員の事業経営の健全化をはかることは、水産業の振興上きわめて重要でありますので、組合及び所属員が結集して水産業協同組合共済会を組織し、共済事業を行わんとするものであります。この種の共済事業は、農業におきましては、以前から農業災害補償法及び農業協同組合法によつてすでに実施されているのであります。しかるに水産業協同組合法におきましては、この改正を行わなければ完全にこの事業を行うことができないので、この法律の改正により農業と同様共済事業を行わんとする次第であります。

次に、法案の内容について簡単に御説明いたします。

第一点は、水産業協同組合は、前述の通り経営の安定及び改善をはかるため水産業協同組合共済会を設立することができるのであつて、会員の資格として、共済会の地区の全部または一部を地区とする水産業協同組合及びその他定款で定められた組合員あるは組合と同種の事業を行うものであればよいといふ点であります。

第二点は、事業の内容についてであります。共済会は、会員から共済掛金の支拂いを受けて、会員がその資産、すなわち製氷冷庫施設、共同販売所、水産倉庫、事務所その他水産業の生産の用に供する物件が火災、風災ま

における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず本法案の提案理由について申し上げます。水産業協同組合及び所属組合員の資産が災害によつて損害をこうむつた場合、相互に救済し合つて水産業協同組合の経営の安定及び所属員の事業経営の健全化をはかることは、水産業の振興上きわめて重要でありますので、組合及び所属員が結集して水産業協同組合共済会を組織し、共済事業を行わんとするものであります。この種の共済事業は、農業におきましては、以前から農業災害補償法及び農業協同組合法によつてすでに実施されているのであります。しかるに水産業協同組合法におきましては、この改正を行わなければ完全にこの事業を行うことができないので、この法律の改正により農業と同様共済事業を行わんとする次第であります。

次に、法案の内容について簡単に御説明いたします。

第一点は、水産業協同組合は、前述の通り経営の安定及び改善をはかるため水産業協同組合共済会を設立することができるのであつて、会員の資格として、共済会の地区の全部または一部を地区とする水産業協同組合及びその他定款で定められた組合員あるは組合と同種の事業を行うものであればよいといふ点であります。

第二点は、事業の内容についてであります。共済会は、会員から共済掛金の支拂いを受けて、会員がその資産、すなわち製氷冷庫施設、共同販売所、水産倉庫、事務所その他水産業の生産の用に供する物件が火災、風災ま

における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず本法案の提案理由について申し上げます。水産業協同組合及び所属組合員の資産が災害によつて損害をこうむつた場合、相互に救済し合つて水産業協同組合の経営の安定及び所属員の事業経営の健全化をはかることは、水産業の振興上きわめて重要でありますので、組合及び所属員が結集して水産業協同組合共済会を組織し、共済事業を行わんとするものであります。この種の共済事業は、農業におきましては、以前から農業災害補償法及び農業協同組合法によつてすでに実施されているのであります。しかるに水産業協同組合法におきましては、この改正を行わなければ完全にこの事業を行うことができないので、この法律の改正により農業と同様共済事業を行わんとする次第であります。

次に、法案の内容について簡単に御説明いたします。

第一点は、水産業協同組合は、前述の通り経営の安定及び改善をはかるため水産業協同組合共済会を設立することができるのであつて、会員の資格として、共済会の地区の全部または一部を地区とする水産業協同組合及びその他定款で定められた組合員あるは組合と同種の事業を行うものであればよいといふ点であります。

第二点は、事業の内容についてであります。共済会は、会員から共済掛金の支拂いを受けて、会員がその資産、すなわち製氷冷庫施設、共同販売所、水産倉庫、事務所その他水産業の生産の用に供する物件が火災、風災ま

たは水災によつて損害をこうむつた場合は、會員に對して共済金を交付し、相互に救済せんとする点であります。

第三点は、この事業で保險事業に該当するものについては保險事業法を適用しないことにしている点、及び主務大臣が必要ありと認めるときは共済金について最高金額を決定し、また監督上必要な事項を指示することが出来る点等であります。

本法律案は参議院より提出されまして、昨八日、本委員会に付託になり、提出者、参議院水産委員長より提案理由の説明を聴取いたしましたして、その後慎重審議をいたしました結果、本日討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

トラツクに対する自動車税の軽減等に関する諸願外百九十七諸願
○副議長(岩本信行君) 本日の日程に掲載された諸願を一括して議題といたします。

トラツクに対する自動車税の軽減等に関する諸願外百九十七諸願に関する報告書
〔本号の附録に掲載〕

○副議長(岩本信行君) 各諸願は委員

長の報告を省略して採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて各諸願はいずれも採決するに決しました。

- 岩田市の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第八六号)
- 船木町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第八七号)
- 富海村の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第八八号)
- 和木村の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第八九号)
- 小松町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第九〇号)
- 東岐波村の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第九一号)
- 大嶺、伊佐西町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第九二号)
- 高森町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第九三号)
- 小野田市の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第九四号)
- 玖珂町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第九五号)
- 柳井町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第九六号)
- 光市の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第九七号)
- 小串町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第九八号)
- 萩市の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第九九号)
- 下松市の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一〇〇号)

深川町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一〇二号)

阿知須町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一〇三号)

出布施町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一〇四号)

平生町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一〇五号)

防府市の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一〇六号)
- 豊東村の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一〇七号)
- 山口、小郡地区の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一〇八号)
- 秋吉村、大田町美東地区の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一〇九号)
- 久賀町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一一〇号)
- 厚狭地区の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一一一号)
- 西市町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一一二号)
- 秋穂町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一一三号)
- 埴生町の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一一四号)
- 大内村の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一一五号)
- 右田村の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一一六号)

宇部市の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一一七号)

下関市の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一一八号)
- 舞鶴市の地域給引上げの諸願(大石ヨシ子君紹介)(第一一九号)
- 呉市の勤務地手当割合改訂に関する諸願(前田孝之助君外一名紹介)(第一二〇号)
- 徳佐村を寒冷地手当支給地域に指定の諸願(吉武 惠市君紹介)(第一二二二号)
- 厚東村の地域給引上げの諸願(吉武 惠市君外二名紹介)(第一二七六号)
- 新見、上市両町の地域給引上げに関する諸願(近藤鶴代君紹介)(第一二八〇号)
- 十日市、三次両町の地域給引上げの諸願(宇野 秀次郎君紹介)(第一二六〇号)
- 琴似町の地域給引上げに関する諸願(宇野 秀次郎君紹介)(第一二六一号)
- 鹿兒島県下の地域給引上げに関する諸願(岩川興助君外九名紹介)(第一二九三三号)
- 新城市の地域給引上げに関する諸願(青木孝義君紹介)(第一二九四号)
- 帯広市の地域給引上げに関する諸願(岡田春夫君紹介)(第一二九五号)
- 室蘭市の地域給引上げに関する諸願(岡田春夫君紹介)(第一二九六号)
- 美唄市の地域給引上げに関する諸願(岡田春夫君紹介)(第一二九七号)

岩見沢市の地域給引上げの諸願(岡田春夫君紹介)(第一二九八号)
- 苫小牧市の地域給引上げに関する諸願(岡田春夫君紹介)(第一二九九号)
- 千歳町の地域給引上げに関する諸願(岡田春夫君紹介)(第一三〇〇号)
- 稚内市の地域給引上げに関する諸願(松澤兼人君紹介)(第一三二八号)
- 大牟田市の地域給引上げに関する諸願(青野武二君外一名紹介)(第一三二九号)
- 松阪市の地域給引上げに関する諸願(中村清君紹介)(第一三三〇号)
- 海部郡下各町村の地域給引上げに関する諸願(江崎眞澄君紹介)(第一三五六号)
- 南陽町の地域給引上げの諸願(江崎眞澄君紹介)(第一三五七号)
- 岡山村の地域給引上げに関する諸願(高橋樞六君紹介)(第一三五八号)
- 豊江町の地域給引上げに関する諸願(江崎眞澄君紹介)(第一三六〇号)
- 網走市の地域給引上げに関する諸願(岡田春夫君紹介)(第一三六一号)
- 釧路市等の地域給引上げに関する諸願(岡田春夫君紹介)(第一三六三三号)
- 京都市の地域給引上げに関する諸願(大石ヨシ子君紹介)(第一四二二二号)
- 荒木町の地域給引上げに関する諸願(野喜一郎君紹介)(第一四二三三号)
- 羽犬塚町の地域給引上げの諸願(龍野 喜一郎君紹介)(第一四二四四号)
- 筑豊四郡下の地域給引上げに関する諸願(松本七郎君外一名紹介)(第一四三五五号)
- 豊平町の地域給引上げに関する諸願(松井放音君外一名紹介)(第一五〇二二号)

- 一五 楽器に対する物品税撤廃の請願(西村直己君紹介)(第二二一号)
- 二六 ミシン類に対する物品税撤廃の請願(江崎真澄君紹介)(第二二二号)
- 二七 兒童用乗物類に対する物品税撤廃の請願(江崎真澄君紹介)(第二二六七号)
- 二八 ラジオ受信機等に対する物品税減免の請願(門司亮君紹介)(第二二八九号)
- 二九 墨糖に対する消費税撤廃の請願(吉田安君外一名紹介)(第三〇三三号)
- 三〇 家庭用ミシンに対する物品税撤廃の請願(三宅則義君紹介)(第三〇四号)
- 三一 人形等に対する物品税減免の請願(西村直己君紹介)(第三五〇号)
- 三二 鏡台に対する物品税適正化に関する請願(西村直己君紹介)(第三五一号)
- 三三 帽子に対する物品税撤廃に関する請願(西村直己君紹介)(第三七二号)
- 三四 うば車に対する物品税撤廃の請願(西村直己君紹介)(第三七三三号)
- 三五 衣装人形に対する物品税減免の請願(西村直己君紹介)(第三七四号)
- 三六 楽器に対する物品税撤廃の請願(西村直己君紹介)(第三七五号)
- 三七 芋あめに対する物品税撤廃の請願(西村直己君紹介)(第三七七号)
- 三八 清涼飲料及び嗜好飲料に対す

- る物品税撤廃の請願(塚田十一郎君紹介)(第四三三三三三)
- 三九 未婚遺者留守家族の待遇改善に関する請願(吉武惠市君外一名紹介)(第四四三三三三)
- 四〇 家畜用及び製氷用塩価引下げの請願(遠藤三郎君紹介)(第四四五五五)
- 四一 未婚遺者留守家族に越冬資金支給の請願(吉武惠市君外一名紹介)(第四四七号)
- 四二 神供たるまに対する課税免除の請願(小峯柳多君紹介)(第四九三三三三)
- (文部委員会)
- 一六 三制校舎建設予算増額の請願(金塚孝君紹介)(第三〇号)
- 二 無縁寺建立に関する請願(並木芳雄君紹介)(第三二二二二二)
- 三 小、中学校教職員の災害補償に関する請願(宇野秀次郎君紹介)(第四九号)
- 四 教員保養所創設費国庫補助の請願(小西寅松君外一名紹介)(第六〇号)
- 五 教育財政確立に関する請願(外三件)(坪川信三君紹介)(第七〇号)
- 六 教育財政確立等に関する請願(外三件)(坪川信三君紹介)(第七二二二二二)
- 七 六・三制校舎建設費国庫補助継続等に関する請願(山崎岩男君外一名紹介)(第七二二二二二)
- 八 国立きつ、香熨正所設置の請願(松澤兼人君紹介)(第七五五五五五)
- 九 東京水産大学校舎の施設対策に関する請願(富永格五郎君外四名紹介)(第二三三三三三)
- 一〇 国立設備ヶ城復興に関する請願

- (若林義孝君外四名紹介)(第一六八号)
- 一 錦帯橋再建費全額国庫負担の請願(佐藤榮作君紹介)(第一八九号)
- 二 六・三制校舎建設予算増額の請願(高橋權六君紹介)(第二二三三三三三)
- 三 大阪府下学校施設の災害復旧に関する請願(田中真逸君紹介)(第二五〇号)
- 四 奈良女子大学に教育学部設置の請願(前田正男君外一名紹介)(第二七〇号)
- 五 教職員の結核対策強化に関する請願(笹森順造君紹介)(第二七三三三三)
- 六 同(小林信一君紹介)(第二七四号)
- 七 教職員の結核対策強化に関する請願(受田新吉君紹介)(第三四二二二二)
- 八 同(堤ツルヨ君紹介)(第三八四号)
- 九 教職員の給与改訂並びに年末手当支給に関する請願(岡西明貞君紹介)(第三七九号)
- 一〇 八葉中学校の一部接收に伴う対策確立の請願(平井義二君紹介)(第四五〇号)
- 一一 教職員の結核対策強化に関する請願(松本七郎君紹介)(第四五一号)
- 一二 同(佐々木盛雄君紹介)(第五二二二二二)
- 一三 教育財政確立に関する請願(外七件)(青家喜六君紹介)(第四五二二二二)

- 一四 遠刈田小学校雨天体操場建設費国庫補助の請願(庄司一郎君紹介)(第四五三三三三)
- 一五 教員の定員増加に関する請願(笹森順造君紹介)(第四八一八号)
- 一六 国立大学に夜間部設置の請願(笹森順造君紹介)(第四八一八二二二)
- 一七 国立弘前大学に夜間部設置の請願(笹森順造君紹介)(第四八三三三三)
- 一八 定時制課程の設備費及び建築費国庫補助増額の請願(笹森順造君紹介)(第四八四四四四)
- 一九 教職員の待遇改善に関する請願(島村一郎君紹介)(第五四九九号)
- (厚生委員会)
- 一 遺族援護強化に関する請願(池見茂隆君紹介)(第三三三三三三)
- 二 同(木村俊夫君紹介)(第七七七号)
- 三 国民健康保険に対する給付費国庫負担の請願(田中重彌君紹介)(第三三三三三三)
- 四 人口動態調査事務費全額国庫負担の請願(岡田五郎君紹介)(第五五五五五五)
- 五 医療法の一部改正に関する請願(玉置信一君紹介)(第五七七号)
- 六 理容師法の一部改正に関する請願(山崎岩男君外一名紹介)(第七四四号)
- 七 看護婦養成所に対する国庫補助の請願(山崎岩男君外一名紹介)(第七六六号)
- 八 外地引揚齒科医師免許に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一三九九号)
- 九 国立療養所天龍荘に既婚安養機設置の請願(足立健郎君紹介)(第一二四四号)

- 一〇 医療法の一部改正に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一二五五五五)
- 一一 療養所における病床回転の根本対策に関する請願(福田昌子君紹介)(第一二六六号)
- 一二 看護婦既得権者に対する甲種看護婦国家試験免除に関する請願(寺島隆太郎君紹介)(第二二七七号)
- 一三 同(外一件)(大石ヨシエ君紹介)(第二一八八号)
- 一四 同(橋直治君紹介)(第三二〇〇号)
- 一五 同(林百郎君紹介)(第三〇六号)
- 一六 同(柄澤まよ子君紹介)(第三〇七号)
- 一七 同(福田昌子君紹介)(第三〇八号)
- 一八 同(松谷天光君紹介)(第三〇九号)
- 一九 遺族年金支給に関する請願(外二件)(高橋等君紹介)(第二二二二二二)
- 二〇 看護婦既得権者に対する甲種看護婦国家試験免除に関する請願(岡良一君紹介)(第三四〇号)
- 二一 同(門脇勝太郎君紹介)(第三八〇号)
- 二二 同(大石武一君紹介)(第三八一号)
- 二三 国民健康保険に対する給付費国庫負担の請願(坂田英一君外一名紹介)(第三四二二二二)
- 二四 日南海岸国立公園指定の請願(外二件)(田中不破三三君紹介)(第三八二二二二)
- 二五 遺族援護強化に関する請願(川野芳満君紹介)(第三八三三三三)

- 二六 一般保健婦の身分保障に関する請願(福田昌子君紹介)(第四一四号)
- 二七 社会保障制度確立に関する請願(青柳一郎君紹介)(第四四八号)
- 二八 宮城県に結核対策模範地域設定の請願(庄司一郎君外一名紹介)(第四四九号)
- 二九 看護婦既得権者に対する甲種看護婦国家試験免除に関する請願(高橋等君紹介)(第四九〇号)
- 三〇 同(中川俊思君紹介)(第四九一号)
- 三一 乳幼児保育施設の増設に関する請願(林百郎君紹介)(第四九二号)
- 三二 高松療養所に併せて住宅建設費国庫補助の請願(小峯柳多君紹介)(第五〇〇号)
- 三三 谷町地内に保育所設置に関する請願(林百郎君紹介)(第五〇四号)
- 三四 保育所設置費増額の請願(林百郎君紹介)(第五〇五号)
- 三五 更生資金復元に関する請願(柄澤まよ子君紹介)(第五二八号)
- 三六 らい研究所の設立等に関する請願(丸山直友君紹介)(第五三二号)
- (運輸委員会)
- 一 紀勢線全通促進の請願(川崎秀二君外八名紹介)(第一号)
- 二 生保内、平右衛門間に鉄道敷設の請願(石田博英君外四名紹介)(第四号)
- 三 山田線復旧促進に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第八号)
- 四 近文、沼津両駅間に鉄道敷設の請願(松澤兼人君紹介)(第一〇号)

- 五 落台、高梁両駅間に鉄道敷設の請願(大村清二君紹介)(第五一五号)
- 六 単人、大泊間鉄道敷設の請願(前田郁君紹介)(第五五五号)
- 七 伊東下田間鉄道敷設促進の請願(島山鶴吉君紹介)(第五五九号)
- 八 岩内、黒松両駅間に鉄道敷設の請願(吉米地英後君紹介)(第一六〇号)
- 九 宮下、川口間鉄道敷設の請願(香家喜六君紹介)(第三二二号)
- 一〇 上野市、夕張町間鉄道敷設の請願(浅沼稻次郎君紹介)(第三二二号)
- 一一 上信鉄道敷設促進の請願(小淵光平君紹介)(第三三四号)
- 一二 上野市、夕張町間鉄道敷設の請願(川崎秀二君紹介)(第三三六号)
- 一三 岩国、日原両駅間鉄道敷設の請願(佐藤榮作君紹介)(第三三七号)
- 一四 三陸鉄道敷設の請願(小澤佐重君紹介)(第二五六号)
- 一五 勝山、倉吉両駅間鉄道敷設の請願(星島一郎君外一名紹介)(第二八一号)
- 一六 赤穂線敷設工事促進に関する請願(若林義孝君外一名紹介)(第三四六号)
- 一七 根北線鉄道敷設促進の請願(伊藤輝一君紹介)(第四〇三号)
- 一八 津軽線復活促進に関する請願(山崎岩男君紹介)(第一五八号)
- 一九 石巻線を雄勝町まで延長の請願(内海安吉君紹介)(第三二五号)
- 二〇 浜松、米原間鉄道電化促進に関する請願(青木孝義君外一名紹介)(第五二二号)

- 二一 奈良、湊町間鉄道電化の請願(田中萬逸君紹介)(第一五四号)
- 二二 浜松、米原間電化促進の請願(江崎實君外四名紹介)(第二七九号)
- 二三 門司港、島嶼間鉄道電化促進の請願(平井義一君紹介)(第三四七号)
- 二四 名古屋、多治見間鉄道電化の請願(平野三郎君紹介)(第五二三号)
- 二五 日南鉄道全通促進の請願(田中不破三君紹介)(第四〇〇号)
- 二六 阪和線橋下けに関する請願(小西貞松君外二名紹介)(第四六四号)
- 二七 川坂地内鉄道踏切廃止並びに道路開設の請願(佐藤重遠君紹介)(第六六号)
- 二八 鉄道線路の防音統括装置に関する請願(坪内八郎君紹介)(第一六一号)
- 二九 南小樽駅に急行列車停車の請願(吉米地英後君紹介)(第一六一号)
- 三〇 野村、谷川両駅間に列車増発の請願(吉田省三君紹介)(第一六五号)
- 三一 吉都線に熊本經由門司行の準急列車増発の請願(田中不破三君紹介)(第三九五号)
- 三二 日豊線準急列車を東京まで延長の請願(田中不破三君紹介)(第三九四号)
- 三三 日詰、古館両駅間に簡易停車場設置の請願(山本猛夫君紹介)(第一六六号)

- 三四 鶴住居、釜石両駅間に簡易停車場設置の請願(山本猛夫君紹介)(第一六七号)
- 三五 矢神、坂根両駅間に簡易停車場設置の請願(橋本龍伍君紹介)(第五〇六号)
- 三六 大津港駅改築の請願(北澤直吉君外三名紹介)(第一六三三号)
- 三七 大山駅待合室築設の請願(佐々木盛雄君紹介)(第三二八号)
- 三八 福島仲町駅拡張の請願(田中不破三君紹介)(第三九九号)
- 三九 志布志、古江両線の列車ダイヤ改正の請願(田中不破三君紹介)(第三九八号)
- 四〇 学士院委員に無賃乗車券交付に関する請願(松本七郎君紹介)(第四六五号)
- 四一 鶴ヶ坂駅に貨物取扱開始の請願(山崎岩男君紹介)(第一六四号)
- 四二 坑木の鉄道運賃等級引下げに関する請願(岩川與助君紹介)(第五〇号)
- 四三 県道遠野川井線に国営自動車運輸開始の請願(野原正勝君外三名紹介)(第一八〇号)
- 四四 広尾港修築費国庫補助の請願(高倉定助君外一名紹介)(第九号)
- 四五 青森港修築工事促進の請願(山崎岩男君紹介)(第一五七号)
- 四六 赤松港改修工事促進の請願(稲田直道君紹介)(第三二三号)
- 四七 熊石港しゅんせつ並びに拡張工事施行の請願(川村善八郎君外一名紹介)(第一五一号)
- 四八 有家港災害復旧費国庫負担金交付促進の請願(山本猛夫君紹介)(第一六九号)

- 四九 港灣法の一部改正に関する請願(坪内八郎君外一名紹介)(第一四号)
- 五〇 港灣法による港灣工事費負担率改正の請願(安部俊吉君紹介)(第一五二号)
- 五一 下田港を豊後港に指定の請願(島山鶴吉君紹介)(第一五三三号)
- 五二 根占港を高港に指定並びに修築の請願(前田郁君紹介)(第三三五号)
- 五三 油津港を重要港灣に指定の請願(田中不破三君紹介)(第三九六号)
- 五四 首崎に燈台及び警備施設の請願(鈴木善幸君紹介)(第七七号)
- 五五 練里神燈台に霧中信号施設設置の請願(浅利三朗君紹介)(第二九〇号)
- 五六 花咲燈台に霧信号施設の請願(伊藤輝一君紹介)(第四〇二号)
- 五七 落石崎燈台に霧信号施設の請願(伊藤輝一君外一名紹介)(第四〇四号)
- 五八 塩釜に燈台設置の請願(山崎岩男君紹介)(第八〇号)
- 五九 曾根の鼻に燈台設置の請願(福田昌子君紹介)(第三四八号)
- 六〇 小瀬戸、神の島間水路開設の請願(坪内八郎君紹介)(第二四六号)
- 六一 小瀬戸、神の島間水路開設の請願(岡西明貞君紹介)(第四二〇号)
- 六二 黒島に航路標識設置の請願(田口長治郎君紹介)(第四五六号)
- 六三 日南市油津海上保安部内に船舶検査官分室設置の請願(田中不破三君紹介)(第四〇一号)

六四 鹿兒島測候所を地方氣象台に昇格の請願(前田郁君紹介)(第五九号)

六五 日和佐町に徳島測候所分室設置の請願(岡田勢一君紹介)(第四八五号)

(経済安定委員会)

一 民間経済調査機関拡充等に関する請願(松澤兼人君紹介)(第四八号)

二 労働用物資割当制度の存続に関する請願(野村専太郎君紹介)(第一八五号)

(朗読を省略した報告)

一、昨八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律

揮発油税法の一部を改正する法律

特別鑑査復旧特別会計法

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

砂糖消費税法の一部を改正する法律

鑑査法

採石法

鑑査法施行法

特別鑑査復旧臨時措置法の一部を改正する法律

土地調整委員会設置法

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所職員定員に関する法律等の一部を改正する法律

運輸省設置法等の一部を改正する法律

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律

薬事法の一部を改正する法律

毒物及び劇物取締法

競馬法の一部を改正する法律

一、昨八日国会において議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

一、国会は次の法律を議決し、国会法第六十五條及び地方自治法第二百六十一條により昨八日内閣に送付及び通知し、その旨参議院に通知した。

松江国際文化観光都市建設法

芦屋国際文化住宅都市建設法

松山国際観光温泉文化都市建設法

一、昨八日本院は第九回国会の会期を十二月九日まで一日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、昨八日佐藤参議院議長から齋原議長宛、参議院は国会の会期を十二月九日まで一日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、昨八日召集に應じた議員は次の通りである。

和歌山県第一区選出 今村長太郎君

一、昨八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

地方行政委員会

理事 野村専太郎君(理事野村専太郎君去る七日委員辞任につきその補欠)

大蔵委員会

理事 西村 直己君(理事西村直己君去る三日委員辞任につきその補欠)

理事 田中織之進君(理事田中織之進君去る五日委員辞任につきその補欠)

厚生委員会

理事 丸山 直友君(理事松永永伸君去る五日委員辞任につきその補欠)

労働委員会

理事 島田 末信君(理事島田末信君去る五日委員辞任につきその補欠)

理事 吉武 惠市君(理事吉武惠市君去る五日委員辞任につきその補欠)

一、昨八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 久野 忠治君

人事委員 藤枝 泉介君

地方行政委員 佐藤 親弘君

佐藤 親弘君

山田 鶴吉君

山口六郎次君

大蔵委員 川野 芳滿君

厚生委員 岡崎 勝男君

運輸委員 橋本登美三郎君

郵政委員 飯塚 定輔君

労働委員 小玉 治行君

予算委員 竹村奈良一君

議院運営委員 林 百郎君

一、昨八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 山口六郎次君

人事委員 川野 芳滿君

地方行政委員 小玉 治行君

橋本登美三郎君

久野 忠治君

野村専太郎君

大蔵委員 藤枝 泉介君

厚生委員 島田 鶴吉君

岡崎 勝男君

運輸委員 山田 鶴吉君

郵政委員 吉田吉太郎君

労働委員 佐藤 親弘君

予算委員 林 百郎君

議院運営委員 竹村奈良一君

地方財政確保に関する決議案(床次徳二君外百二十七名提出)

米価審議会の答申尊重に関する決議案(井上良二君外百二十七名提出)

入権擁護に関する決議案(河田賢治君外二十五名提出)

一、昨八日参議院から受領した同院議院審査案は次の通りである。

競馬法の一部を改正する法律案

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨八日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

一、昨八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

薬事法の一部を改正する法律案

一、昨八日委員会に付託された議案は次の通りである。

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案(第八回国会案法第一二二号、参議院継続審査)

大蔵委員会 付託

薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)(参議院送付)

厚生委員会 付託

競馬法の一部を改正する法律案(第八回国会案法第一〇号、参議院継続審査)

農林委員会 付託

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三号)

水産委員会 付託

一、昨八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

中小企業信用保険法案

日等の臨時特例に関する法律案日本輸出銀行法案

一、昨八日参議院送付の次の同院継続審査案を可決した旨参議院に通知した。

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案

就馬法の一部を改正する法律案

一、昨八日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

薬事法の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法案

一、昨八日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知を受領した。

全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案

一、昨八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知を受領した。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律案

特別徴復旧特別会計法案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

鉱業法施行法案

特別徴復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

土地調整委員会設置法案

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所職員の見給に関する法律案の一部を改正する法律案

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めの件

一、昨八日参議院において、第八回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知を受領した。

鉱業法案

採石法案